

被留置者の不服申立てに関する規程

平成19年5月30日

宮城県公安委員会規程第6号

被留置者の不服申立てに関する規程を次のように定める。

被留置者の不服申立てに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してなされた再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再審査の申請 法第230条の規定により公安委員会に対してなされた再審査の申請をいう。
- (2) 事実の申告 法第232条の規定により公安委員会に対してなされた事実の申告をいう。

(事務処理)

第3条 公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告の処理に関する事務は、宮城県警察公安委員会補佐室（以下「補佐室」という。）が行うものとする。

(受理、指示等)

第4条 補佐室の室長は、再審査の申請又は事実の申告を受理したときは、速やかに公安委員会に報告するとともに、宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）に対しその写しを送付するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により報告された再審査の申請又は事実の申告について、事実関係を調査する必要があると認めるときは、本部長に調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。

(結果の通知)

第5条 公安委員会は、再審査の申請について裁決したとき、又は事実の申告について事実の有無を確認したときは、法第230条第3項の規定により準用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条の規定及び法第232条第3項の規定により準用される法第164条第1項の規定に基づき、その結果を申請人又は申告人に通知するものとする。

(委任)

第6条 この規程で定めるもののほか、被留置者の不服申立ての取扱いに関する必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則（平成28年5月11日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成28年5月11日から施行する。